

議案第17号

木祖村辺地対策総合整備計画の変更について

木祖村辺地対策総合整備計画を変更したいので、「辺地に係る公共施設の総合整備計画のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）」第3条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和8年 3月 3日 提出 木祖村長 奥原秀一

令和8年 3月 日 議決 議会議長 栗屋正一

議案第17号 木祖村辺地対策総合整備計画の変更について

1. 辺地の要件

地域の中心を含む5k㎡以内の面積の中に50人以上の人口を有し、かつ、規定に基づいて算定された辺地度数が100点以上であって公共的施設を整備することが特に必要な地域。(80点以上100点未満は準辺地となる。)

2. 計画内容

- (1) 計画期間 : 令和5年度～令和9年度
- (2) 変更を要する地区 : 栗屋辺地
- (3) 栗屋辺地の人口 : 117人 (R8.2.1時点)
- (4) 栗屋辺地面積 : 3.5k㎡
- (5) 変更内容 : 村道奥峰1号線改良舗装事業の追加

【公共施設の整備計画】

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
村道岩岳線改良舗装	木祖村	65,000		65,000	65,000
村道奥峰1号線改良舗装	木祖村	65,000		65,000	65,000
合計		130,000		130,000	130,000

木 祖 村 辺 地 対 策 総 合 整 備 計 画

令和 5 年度 ~ 令和 9 年度

令和 5 年 3 月

木 祖 村

総合整備計画書(案)

長野県 木祖村 栗屋 辺地
 辺地の人口 129 人：面積 3.5 km²

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 木祖村大字菅
- (2) 地域の中心の位置 栗屋
- (3) 辺地度数 107 点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、役場から約7km離れた地区にあり、木曾川の支流菅川等の最上流部にあたる。
 村道岩岳線及び村道奥峰1号線は、本村の主要観光産業である「やぶはら高原スキー場」を縦断する村道であるが老朽化が進行している。日常的な維持管理により損傷部分の補修等を行っているが、ポットホールや舗装版のひび割れ等著しく破損しており、交通に支障をきたしている。
 よって、改良舗装が必要不可欠であり、この事業実施により他地域との交通事情格差の是正が図られ、辺地住民の交通安全確保や生活水準が向上する。

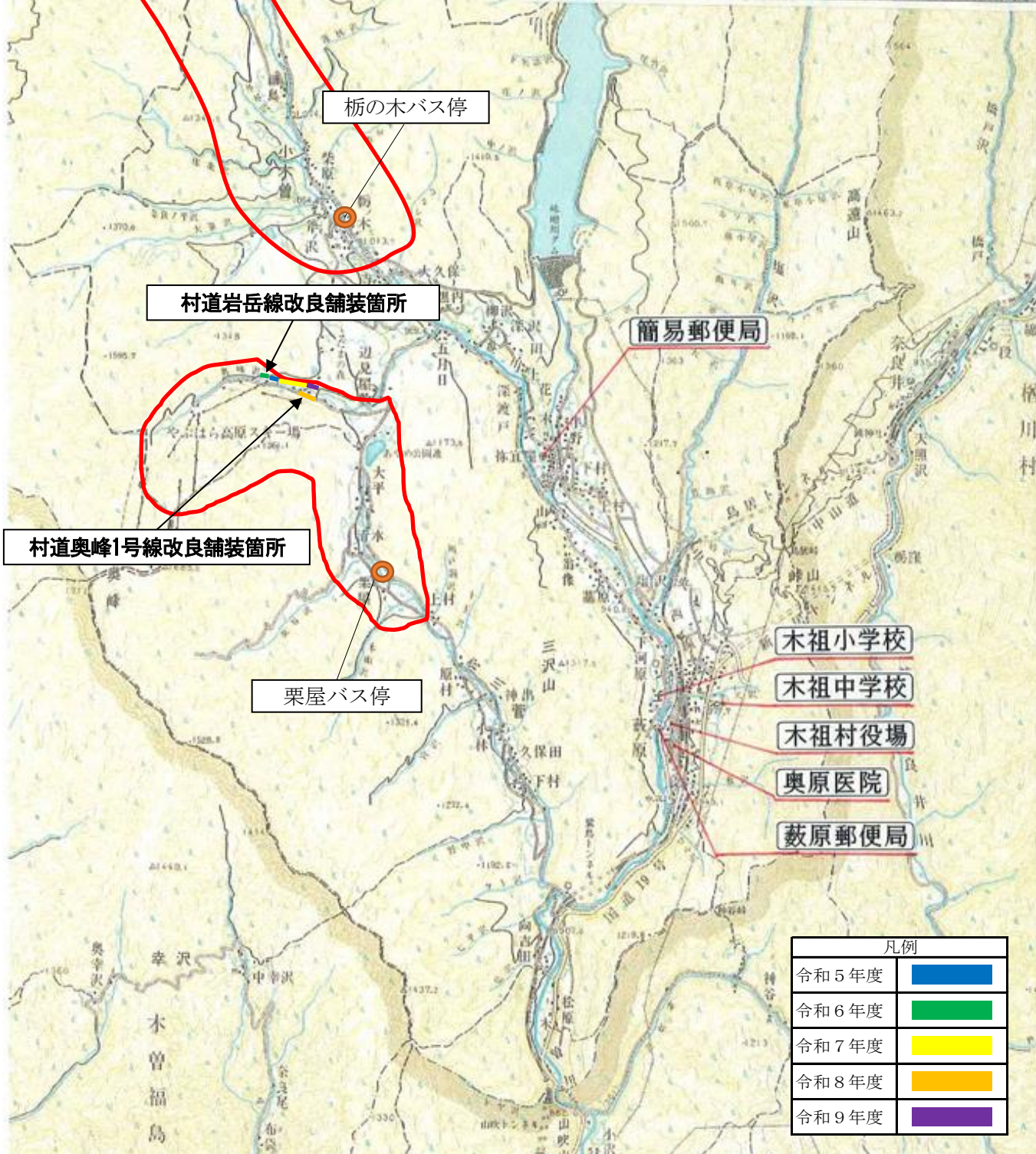
3. 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
村道岩岳線改良舗装	木祖村	65,000		65,000	65,000
村道奥峰1号線改良舗装	木祖村	65,000	0	65,000	65,000
合計		130,000	0	130,000	130,000

辺地総合整備計画施行箇所位置図



凡例	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度	
令和8年度	
令和9年度	